

平成24年度 佐世保市保育料徴収基準額表

平成24年度の保育料についてのご案内

平成24年度の保育料の算定方法については、以下の通りです。

- ① 父および母（および家計の主宰者）の平成23年中の収入に対して課税されている所得税の合計額（調整後のもの）が、別表において該当する階層の金額。（住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税控除、電子証明書等特別控除などの控除は、その控除がないものとして所得税額を計算します。）
- 例：父の所得税額 54,000円 母の所得税額 11,000円  
 父母の合計 54,000円 + 11,000円 = 65,000円 ⇒ D3階層
- ※ 平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の上乗せ部分の廃止について、保育料に与える影響を可能な限り生じさせないよう、控除の廃止がなかったものとして計算した税額で、保育料の算定を行います。（上記例中の所得税額は計算後のものです。）
- ※ 年末調整が済んでいない源泉徴収票を提出している場合や、2ヶ所以上の勤務があり源泉徴収を提出しているが、所得税額や控除額が確認できない場合は、控除廃止後の所得税額の計算ができないため確定申告等が必要な場合があります。
- ② ①の所得税額が0円（非課税）の場合、平成23年度（平成22年中の収入に対する）市町村民税が課税であればC階層。非課税であればB階層。  
 ※B・C階層について、母（父）子家庭等、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳所持世帯または特別児童扶養手当受給者世帯などは、減免制度があります。（但し、証明する書類の提出が必要）
- ③ 上記①、②にかかわらず生活保護等適用世帯はA階層となります。

※ 留意事項 ※

平成23年分の源泉徴収票または確定申告書の控えなどの税資料をまだ提出されていない方については、平成24年度保育料を前年の税額に基づいて仮決定としておりますので、至急ご提出をお願いします。

また、税資料の提出後に税額変更があった方についても、再度変更後のものをご提出をお願いします。（いずれも写し可）

今回の平成24年度保育料の決定については、皆様からご提出いただいた源泉徴収票や確定申告書の控え等に基づいて算定しております。

従いまして、実際の申告額とご提出されている税資料が相違していることが発覚した場合は、4月にさかのぼり保育料を変更決定いたしますので予めご了承ください。

＜実際の申告額と相違している場合の例＞

- 平成23年中に2ヶ所以上で仕事していたが、1ヶ所分しか提出していない。
- 源泉徴収票は提出しているが、その後、他に所得があり確定申告をした。など

※兄弟児が幼稚園に在園している場合は、「在園証明書」が必要となりますので、4/27（金）までに佐世保市役所子ども支援課までご提出をお願いいたします。（用紙は保育園にあります。） ※平成23年度中に提出頂いた方については、お手数ですが再度必要となります。

佐世保市役所 子ども支援課  
 保育幼稚園係 保育所担当 24-1111 内線 5431～5434

階層区分	国	市	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	徴収基準額（月額）			
				3歳未満児		3歳以上児	
				国基準額	佐世保市	国基準額	佐世保市
1	A		生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	0	0	0	0
2	B1	所得税非課税	23年度住民税 在宅障がい児（者）世帯、母（父）子世帯	0	0	0	0
	B2		その他	9,000 (4,500)	8,100 (4,050)	6,000 (3,000)	5,400 (2,700)
3	C1	所得税課税	23年度住民税 在宅障がい児（者）世帯、母（父）子世帯	18,500 (9,250)	16,500 (8,250)	15,500 (7,750)	13,800 (6,900)
	C2		その他	19,500 (9,750)	17,500 (8,750)	16,500 (8,250)	14,800 (7,400)
4	D1	所得税 < 11,000		30,000 (15,000)	22,200 (11,100)	27,000 (13,500)	19,500 (9,750)
	D2	11,000 ≤ 所得税 < 40,000		30,000 (15,000)	27,000 (13,500)	27,000 (13,500)	24,300 (12,150)
5	D3	40,000 ≤ 所得税 < 70,000		44,500 (22,250)	33,500 (16,750)	41,500 (20,750)	30,200 (15,100)
	D4	70,000 ≤ 所得税 < 103,000		44,500 (22,250)	33,500 (16,750)	41,500 (20,750)	30,200 (15,100)
6	D5	103,000 ≤ 所得税 < 413,000		61,000 (30,500)	40,000 (20,000)	58,000 (29,000)	36,800 (18,400)
7	D6	413,000 ≤ 所得税 < 734,000		80,000 (40,000)	40,000 (20,000)	77,000 (38,500)	36,800 (18,400)
8	D7	734,000 ≤ 所得税		104,000 (52,000)	52,000 (26,000)	101,000 (50,500)	36,800 (18,400)

※平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の上乗せ部分の廃止について、保育料に与える影響を可能な限り生じさせないよう、控除の廃止がなかったものとして計算した税額で、保育料の算定を行います。（上記表中の所得税額は計算後のものです。）

○同一世帯で2人以上の児童が入所する場合、第1子目は上記表の上段の額、第2子目は下段の（ ）内の額、第3子目以降は無料となります。小学校就学前の兄弟が幼稚園等の施設（※）に通う場合も同様の軽減があります。

※幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・知的障害児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童デイサービスを利用している場合をいいます。該当される場合は、在園証明書等の提出が必要となります。

○所得税非課税世帯のうち、在宅障がい児（者）世帯、母子世帯、父子世帯は更に保育料が軽減されます。

佐世保市の保育料軽減措置

- ①佐世保市の保育料は、原則として国の徴収基準額の1割引です。
- ②国は、保育料の区分を8区分として基準額を決定しておりますが、佐世保市では保育料の区分を12区分として負担を軽減しています。
- ③佐世保市では、保育料があまりにも高くないよう、上限を設けて保護者の皆さんの負担を軽減しています。